

船舶設備規程等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 船舶設備規程(昭和九年逋信省令第六号)(第一条関係)	1
○ 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)(第二条関係)	4
○ 船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)(第三条関係)	5
○ 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)(第四条関係)	7
○ 水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第一号)(附則第五条関係)	11

改 正 案	現 行
<p>第五條 國際航海に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち國際航海に従事する船舶に関する規定（第四百四十六條の三、第四百四十六條の十の三、第四百四十六條の十の四、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十四の五、第四百四十六條の三十八の二、第四百四十六條の三十八の四、第四百四十六條の三十九、第四百四十六條の五十、第四百八十三條の二第一項、第二百五條の二、第二百十九條、第三百一條の二の二及び第八編の規定を除く。）は、適用しない。</p> <p>（電子海図情報表示装置）</p> <p>第四百四十六條の十の二 総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶であつて國際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する電子海図情報表示装置を備えなければならない。</p> <p>（ナブテックス受信機）</p> <p>第四百四十六條の十の三 （略）</p> <p>（高機能グループ呼出受信機）</p> <p>第四百四十六條の十の四 （略）</p> <p>（予備の部品等の備付け）</p> <p>第四百四十六條の五十 船舶には、第四百四十六條の十の三、第四百四十六條の十の四、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十四の五、</p>	<p>第五條 國際航海に従事する船舶であつて沿海区域を航行区域とするものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち國際航海に従事する船舶に関する規定（第四百四十六條の三、第四百四十六條の十の二、第四百四十六條の十の三、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十四の五、第四百四十六條の三十八の二、第四百四十六條の三十八の四、第四百四十六條の三十九、第四百四十六條の五十、第四百八十三條の二第一項、第二百五條の二、第二百十九條、第三百一條の二の二及び第八編の規定を除く。）は、適用しない。</p> <p>（新設）</p> <p>（ナブテックス受信機）</p> <p>第四百四十六條の十の二 （略）</p> <p>（高機能グループ呼出受信機）</p> <p>第四百四十六條の十の三 （略）</p> <p>（予備の部品等の備付け）</p> <p>第四百四十六條の五十 船舶には、第四百四十六條の十の二、第四百四十六條の十の三、第四百四十六條の三十四の三、第四百四十六條の三十四の五、</p>

第四百四十六条の三十八の二及び第四百四十六条の三十八の四の規定により備えるナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要となる予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない。

(配置)

第三百五条 昇降設備は、乗員が危険なく昇降することができるような船内の場所に配置しなければならない。

(削る)

(削る)

(安全係数等)

第三百六条 (略)

2 昇降機は、制限荷重の一・二五倍の荷重を負荷しても異状を生じないものでなければならない。

3 (略)

(安全装置等)

第三百七条 (略)

2 (略)

3 昇降機の主索は、三本以上使用し、一本の切断による転落を防止する強度のものでなければならない。

(削る)

第四百四十六条の三十八の二及び第四百四十六条の三十八の四の規定により備えるナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要となる予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない。

(配置等)

第三百五条 昇降設備は、乗員が危険なく昇降することができるような場所に配置しなければならない。

2 水先人用昇降機は、前項の規定によるほか、水先人用はしごに近い場所であり、かつ、すべての排水口から離れたできる限り船の中央に近い場所に配置しなければならない。

3 水先人用昇降機は、その取扱者が昇降最下位まで見渡すことができるように設置しなければならない。

(安全係数等)

第三百六条 (略)

2 昇降機は、制限荷重の一・二五倍（水先人用昇降機にあつては二・二〇倍）の荷重を負荷しても異状を生じないものでなければならない。

3 (略)

(安全装置等)

第三百七条 (略)

2 (略)

3 昇降機の主索は、三本（水先人用昇降機にあつては二本）以上使用し、一本の切断による転落を防止する強度のものでなければならない。

4 水先人用昇降機の主索は、当該昇降機を通常の乾げんにおいて最下位まで降ろしても巻上機のドラムに三巻分以上の長さを有する長さのものでなければならない。

第三百九条及び第三百十条 削除

(水先人用昇降機等)

- 第三百九条 水先人用昇降機は、次に掲げる要件に適合する移動式はしご又は移動式プラットフォームでなければならぬ。
- 一 乗員に危険を与えない速度で移動するものであること。
 - 二 十分な大きさ及び強度を有するものであること。
 - 三 有効なすべり止めが施されていること。
 - 四 ねじれを防止する措置が講じられたものであること。
 - 五 下部に適当な長さのはしごを有するものであること。
 - 六 手動によつても操作することができ、かつ、乗員の安全を確保するための措置が講じられた巻上機を有するものであること。
- 2| 水先人用昇降機には、次の各号に掲げるものを備えなければならない。
- 一| 乗員が昇降機の動力源を遮断することのできる緊急停止装置
 - 二| 乗員が昇降機の取扱者と通信できる装置
 - 三| 乗員を保護するための設備

第三百十条 水先人用昇降機を備え付ける船舶には、船側及び水先人が乗船する位置の甲板を照明する設備並びに当該甲板から水先人用昇降機への安全な通路を設けなければならない。

- 2| 水先人用昇降機を備え付ける船舶には、水先人用昇降機に乗り込む位置を標示しなければならない。
- 3| 取り外すことのできる水先人用昇降機を備え付ける船舶には、これを保管するための格納場所を設けなければならない。

(管海官庁の指示)

第三百十一条 昇降設備には、第三百四条から前条までに規定するもののほか、当該昇降設備の構造、使用方法等を考慮して、管海官庁が必要と認めて指示する措置を講じなければならない。

(管海官庁の指示)

第三百十一条 昇降設備には、第三百四条から第三百八条までに規定するもののほか、当該昇降設備の構造、使用方法等を考慮して、管海官庁が必要と認めて指示する措置を講じなければならない。

改 正 案	現 行
<p>第五十六条の二（略）</p> <p>2 前項の定員は、荷重試験を行つた場合の制限荷重を七十五キログラムで除して得た最大整数に等しいものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（水先人用はしごの使用制限）</p> <p>第六十四条 水先人用はしごは、必要やむを得ない場合のほか、水先人及び関係職員の乗下船以外には使用してはならない。</p>	<p>第五十六条の二（略）</p> <p>2 前項の定員は、荷重試験を行つた場合の制限荷重を七十五キログラム（水先人用昇降機にあつては百五十キログラム）で除して得た最大整数に等しいものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（水先人用はしご等の使用制限）</p> <p>第六十四条 水先人用はしご及び水先人用昇降機は、必要やむを得ない場合のほか、水先人及び関係職員の乗下船以外には使用してはならない。</p>

改正案	現行
<p>（部分閉囲型救命艇） 第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。 一～三十三 （略） 三十四 次に掲げる要件に適合するつり索の離脱装置が取り付けられていること。</p> <p>イ （略） ロ つり索にかかる張力によつてフックが解放しない構造のものであること。 ハ つり索に張力がかかっている場合において作動するものであること。 （削る） ニ つり索に張力がかかっている場合において不時の作動を防止するための安全装置が取り付けられていること。 ホ （略） ヘ つり索に張力がかかっている場合において、ニの安全装置を解除することができる、かつ、安全装置の解除後は容易に作動するものであること。 ト～リ （略） 三十五～四十二 （略）</p> <p>第九条 （略） （全閉囲型救命艇）</p>	<p>（部分閉囲型救命艇） 第八条 部分閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。 一～三十三 （略） 三十四 次に掲げる要件（一本のつり索のみを用いて進水する救命艇にあつては、ロ、ヘ、ト及びチに掲げる要件）に適合するつり索の離脱装置が取り付けられていること。</p> <p>イ （略） （新設） ロ つり索に張力がかかっている場合において作動するものであること。 ハ つり索に張力がかかっている場合においても想定される範囲の荷重を通じて作動するものであること。 ニ つり索に張力がかかっている場合において不時の作動を防止するための安全装置が取り付けられていること。 ホ （略） （新設） ヘ～チ （略） 三十五～四十二 （略）</p> <p>第九条 （略） （全閉囲型救命艇）</p>

2 船尾からつり索を用いることなく進水する全閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 次に掲げる要件に適合する離脱装置が取り付けられていること。

イ〜ニ (略)

ホ 前条第三十四号ト及びチに掲げる要件

五・六 (略)

2 船尾からつり索を用いることなく進水する全閉囲型救命艇は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 次に掲げる要件に適合する離脱装置が取り付けられていること。

イ〜ニ (略)

ホ 前条第三十四号へ及びトに掲げる要件

五・六 (略)

改正案	現行
<p>（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 第一種船等には、通常近づくことができない貨物区域及び焼却炉のある閉囲された場所に、位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 火災警報以外の信号（防火戸の閉鎖その他の火災の拡大を防止するための措置に係る信号を除く。）の伝達に流用することができないように取り付けること。</p> <p>二 火災探知装置の制御盤は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める場所に集中配置すること。</p> <p>イ 第一種船及び第二種船（平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）を除く。）を除外する非常用制御場所（船舶設備規程第百二十二条の十二の非常用制御場所をいう。次条において同じ。）</p> <p>ロ 第二種船（平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）に限る。） 船橋又は火災制御場所</p> <p>三 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、船橋に配置すること。ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限り</p>	<p>（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 第一種船等には、通常近づくことができない貨物区域に、位置識別機能付火災探知装置を備え付けなければならない。</p> <p>7・8（略）</p> <p>（自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法）</p> <p>第五十一条（略）</p> <p>2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 火災警報以外の信号（防火戸の閉鎖及びこれに類似した火災の拡大を防止するための措置に係る信号を除く。）の伝達に流用することができないように取り付けること。</p> <p>二 火災探知装置の制御盤は、船橋又は火災制御場所に集中配置すること。</p> <p>三 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、前号の制御盤が火災制御場所に配置される場合にあつては、船橋に配置すること。</p>

でない。

(削る)

四〇十一 (略)

(手動火災警報装置)

第五十二条 第一種船及び第二種船（沿海区域を航行区域とする総トン数二千トン未満の第二種船（係留船を除く。）及び平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）を除く。）には、居住区域、業務区域及び制御場所の全域にわたり並びに居住区域、業務区域及び制御場所の出入口に、手動火災警報装置を備え付けなければならない。

2 (略)

3 第一種船等には、車両区域内の閉囲された場所の二十メートル以内の距離に、及び車両区域内の閉囲された場所の出入口に、手動火災警報装置を備え付けなければならない。

4・5 (略)

6 前条第二項第一号から第五号までの規定は、第一項及び第三項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置)

第六十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等及び焼却炉のある閉囲された場所に、火災探知装置を備え付けなければならない。

5・6 (略)

(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)

第六十三条の三 前条の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける

四 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、船員の責任者が容易に近づくことができる場所に配置すること。

五〇十二 (略)

(手動火災警報装置)

第五十二条 第一種船及び第二種船（沿海区域を航行区域とする総トン数二千トン未満の第二種船（係留船を除く。）及び平水区域を航行区域とする第二種船（係留船を除く。）を除く。）には、居住区域、業務区域及び制御場所の全域にわたり並びに居住区域、業務区域及び制御場所の出入口に、船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるように手動火災警報装置を備え付けなければならない。

2 (略)

3 第一種船等には、車両区域内の閉囲された場所の二十メートル以内の距離に、及び車両区域内の閉囲された場所の出入口に、船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができる手動火災警報装置を備え付けなければならない。

4・5 (略)

6 第五十一条第二項第一号から第六号までの規定は、第一項及び第三項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置)

第六十三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第三種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、火災探知装置を備え付けなければならない。

5・6 (略)

(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)

第六十三条の三 前条の規定により自動スプリンクラ装置を備え付ける

場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準

2 前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災探知装置の制御盤は、船橋又は火災制御場所に集中配置すること。

二 火災探知装置の表示盤のうち少なくとも一は、船橋に配置すること。ただし、前号の制御盤を船橋に集中配置する場合は、この限りでない。

三 一の探知区域は、船首尾方向の長さが四十メートル以下であり、かつ、同一の甲板上にない場所(閉囲された階段囲壁内の場所を除く。)を含んでいないこと。ただし、ロッカー、船首尾の狭部その他管海官庁が差し支えないと認める場所については、この限りでない。

四 第五十一条第二項各号(第二号、第三号、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる基準

(手動火災警報装置)

第六十三条の四 第三種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所の全域にわたり並びに居住区域、業務区域及び制御場所の出入口に、手動火災警報装置を備え付けなければならない。

2 (略)

3 第五十一条第二項第一号、第四号及び第五号、第五十二条第四項並びに前条第二項第一号及び第二号の規定は、第一項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(無人の機関室における火災探知装置等)

第六十九条 船舶には、遠隔制御装置により制御される主機を備えた船

場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 (略)

二 第五十一条第一項(第三号を除く。)に掲げる基準

2 第五十一条第二項(第十二号を除く。)の規定は、前条の規定により火災探知装置を備え付ける場合について準用する。この場合において、同項第十号中「同一の甲板上にない場所(閉囲された階段囲壁内の場所及び同一の区域として保護される場所を除く。)」並びに「左右両げん部の場所」とあるのは、「同一の甲板上にない場所(閉囲された階段囲壁内の場所を除く。)」と読み替えるものとする。

(手動火災警報装置)

第六十三条の四 第三種船等には、居住区域、業務区域及び制御場所の全域にわたり並びに居住区域、業務区域及び制御場所の出入口に、船橋又は火災制御場所に直ちに警報することができるように手動火災警報装置を備え付けなければならない。

2 (略)

3 第五十一条第二項第一号から第六号まで及び第五十二条第四項の規定は、第一項の規定により手動火災警報装置を備え付ける場合について準用する。

(無人の機関室における火災探知装置等)

第六十九条 船舶には、遠隔制御装置により制御される主機を備えた船

2

(略)

員が継続的に配置されない機関室に、火災探知装置又は当該機関室の容積に対して十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器(第一種船等)にあつては位置識別機能付火災探知装置、第三種船にあつては火災探知装置に限る。)を備え付けなければならない。この場合において、火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知器のみを配置したものであつてはならない。

2

(略)

員が継続的に配置されない機関室に、火災探知装置又は当該機関室の容積に対して十分な数の自動拡散型の液体消火器若しくは粉末消火器(第一種船等又は第三種船)にあつては、火災探知装置に限る。)を備え付けなければならない。この場合において、火災探知装置は、管海官庁が当該機関室の状況を考慮して差し支えないと認める場合を除き、熱探知器のみを配置したものであつてはならない。

○水先法施行規則（昭和二十四年^{運輸省}令第一号）（附則第五条関係）
経済企画本部

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十二條の五 令第五条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる設備を備えていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）<u>第四百四十六條の十の三</u>に規定するナブテックス受信機</p> <p>ハ (略)</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>第二十二條の五 令第五条の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる設備を備えていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）<u>第四百四十六條の十の二</u>に規定するナブテックス受信機</p> <p>ハ (略)</p> <p>二〇六 (略)</p>